

平成30年9月21日

内閣府特命担当（少子化対策）大臣 松山 政司 様

野外保育森の子 江藤智子

自由保育所ひかりの子 二子石京子

NPO 法人森のようちえん全国ネットワーク連盟理事長 内田幸一

認可外保育施設の無償化規準に関する要望書

幼児教育無償化政策の現段階での方針は、認可外保育施設の無償化対象者が『保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者』とされています。

認可外保育施設の利用者のなかには、特色のある保育方針に共感し、保護者の就労に関係なく、あえて利用している人も多く存在しています。

例えば、自然と触れ合う機会が非常に少なくなった現代社会において、存分に自然の中で遊ばせる幼児教育を行うため、1日の大半を室内で過ごすことを前提とした施設基準の園舎を持つ必要がない園や、家庭的な雰囲気の中で、きめ細かく子どもたちと接していくために少人数で保育を行なっている園があります。

全国にはこのような園がたくさんあり、10年以上の実績のある園も数多くあります。

身近な自然に関わり主体的に生活することを大切にする環境で育つ子どもたちの姿を見れば、幼稚園教育要領や保育所保育指針が中核とする部分に沿った幼児教育が行われていることがわかるかと思えます。

認可外保育施設を選ぶ家庭は、経済的にごく普通の家庭が多く、現在は保育料の負担が認可園とそれほど差がないので、保育内容に賛同して選んでいます。しかし無償化が実施され、認可外保育施設の無償化対象者が限定されてしまった場合、同じ認可外保育施設に通う保護者の中でも負担の差が出てきます。また認可園と比較した場合、負担額に大きな差が生まれることとなります。そうになると、保育内容に賛同していても二の足を踏んでしまうことは十分考えられます。

認可外保育施設は、行政の援助が得られないところが多く、保育者と保護者の熱意で子どもの育ちの場を継続し、ギリギリのところまで経営を行なっております。無償化の対象から外れてしまうと存続さえ危ぶまれます。

私たちは日々真剣に子どもたちと向き合い、更により良い保育、幼児教育を目指して努力を重ねています。認可外保育施設の保育、幼児教育の内容を見ていただき、保護者の就労形態等にかかわらず全ての家庭に平等に、そして永続的に補助が行き渡るような政策を切にお願いいたします。